

石川県平成17年度バランスシート

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
【資産の部】	【負債の部】
1.有形固定資産	1. 県債
(1)総務関係 110,390,761	() (0)
(2)民生関係 10,821,371	(1)財源措置のあるもの 658,159,743
(3)衛生関係 16,478,429	
(4)労働関係 4,591,466	(2)財源措置のないもの (443,193,969)
(5)農林水産業関係 460,677,523	443,193,969
(6)商工関係 28,337,920	
(7)土木関係 1,378,640,842	県債計 (443,193,969)
(8)警察関係 41,418,346	1,101,353,712
(9)教育関係 206,429,604	
(10)その他 202,878	2.退職給与引当金 182,088,983
有形固定資産計 2,257,989,140	
(うち土地 603,800,095)	
	負債合計 (625,282,952)
2.投資等	1,283,442,695
(1)投資及び出資金 55,913,703	
(2)貸付金 60,395,816	【正味資産の部】
(3)基金 53,279,639	1. 国庫支出金 631,069,214
特定目的基金 38,911,459	
土地開発基金 4,126,140	(1,232,623,354)
定額運用基金 10,242,040	2. 一般財源等 574,463,611
投資等計 169,589,158	
	正味資産合計 (1,863,692,568)
3.流動資産	1,205,532,825
(1)現金・預金 53,618,344	
財政調整基金 8,823,959	
減債基金 37,024,840	
歳計現金 7,769,545	
(2)未収金 7,778,878	
県税 3,251,558	
その他 4,527,320	
流動資産計 61,397,222	
資産合計 2,488,975,520	負債・正味資産合計 2,488,975,520

(注)貸方の上段()書きは、県債のうち財源措置のないもの(実質残高)のみを負債とした場合の数値

債務負担行為に関する情報	物件の購入等	29,761,196 千円
	債務保証及び損失補償	136,747,931 千円
県債に関する情報	県債のうち翌々年度以降償還予定額(固定負債)	1,016,951,284 千円
	県債のうち翌年度償還予定額(流動負債)	84,402,428 千円

(参考) 連結バランスシート(試案)について

平成17年9月に総務省から示された「地方公共団体の連結バランスシート(試案)について」を参考とし、以下の基準で連結バランスシート(試案)を作成しました。

1 連結の範囲

連結の範囲は、本県の普通会計、公営事業会計(中央病院、高松病院、港湾土地造成、電気、水道用水供給、流域下水道、宅地造成、港湾整備の8公営企業会計と収益事業会計(公営競馬特別会計))並びに本県の関与及び財政支援の下で本県の事務事業と密接な関連を有する業務を実施している関係団体としました。関係団体は、本県が設立した地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社)及び本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法法人等とし、具体的には48ページに記載の21団体です。(地方三公社を含む)

2 会計基準

総務省研究会報告を参考として決算統計データから作成した普通会計をはじめ、地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表、地方三公社や第三セクターなどについても、それぞれの会計基準等に基づいて作成され、県議会への報告がなされている貸借対照表などによりました。

3 個別会計間の調整

本県会計相互間及び本県普通会計と関係団体間の貸付金・借入金や投資及び出資金・資本金などは、相殺し純計しました。

4 出納整理期間における現金の受払いの調整

普通会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等が終了した後の計数を会計年度末に計上していますが、公営企業会計及び関係団体には出納整理期間が存在しないため、連結に際して、普通会計において出納整理期間中に現金の受払い等がなされた場合は、公営企業会計及び関係団体においても、これに対応する現金の受払い等が当該会計年度末に終了したものとして調整を行っています。

連結バランスシート(試案)

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
[資産の部]	[負債の部]
1.有形固定資産	1.固定負債
(1)地方公共団体	(1)地方公共団体
普通会計 <u>2,257,989,140</u>	普通会計債 <u>1,009,921,284</u>
公営事業会計 <u>211,010,023</u>	公営企業債 <u>72,888,678</u>
地方公共団体計 <u>2,468,999,163</u>	地方公共団体計 <u>1,082,809,962</u>
(2)関係団体	(2)関係団体
一部事務組合・広域連合 <u>0</u>	一部事務組合・広域連合地方債 <u>0</u>
地方独立行政法人 <u>0</u>	地方独立行政法人長期借入金 <u>0</u>
地方三公社 <u>74,728,548</u>	地方三公社長期借入金 <u>19,667,873</u>
第三セクター <u>8,304,884</u>	第三セクター長期借入金 <u>54,235,541</u>
関係団体計 <u>83,033,432</u>	関係団体計 <u>73,903,414</u>
有形固定資産合計 <u>2,552,032,595</u>	(3)債務負担行為 <u>32,664</u>
	(4)引当金 <u>233,732,720</u>
	(うち退職給与引当金) <u>183,812,142</u>
	(その他の引当金) <u>49,920,578</u>
	(5)その他 <u>1,690,718</u>
	固定負債合計 <u>1,392,169,478</u>
2.投資等	2.流動負債
(1)投資及び出資金 <u>17,899,492</u>	(1)翌年度償還予定額
(2)貸付金 <u>36,162,256</u>	地方公共団体 <u>84,433,428</u>
(3)基金 <u>53,279,639</u>	関係団体 <u>26,629,903</u>
(4)退職手当組合積立金 <u>0</u>	翌年度償還予定額計 <u>111,063,331</u>
(5)その他 <u>70,285,057</u>	(2)翌年度繰上充用金 <u>0</u>
投資等合計 <u>177,626,444</u>	(3)その他 <u>10,474,565</u>
	流動負債合計 <u>121,537,896</u>
3.流動資産	負債合計 <u>1,513,707,374</u>
(1)現金・預金 <u>68,528,509</u>	[資産・負債差額の部]
(2)未収金 <u>16,157,625</u>	1.国庫支出金 <u>701,081,185</u>
(3)その他 <u>36,559,956</u>	2.都道府県支出金 <u>0</u>
流動資産合計 <u>121,246,090</u>	3.他団体及び民間出資分 <u>869,618</u>
	4.一般財源その他 <u>635,438,304</u>
4.繰延勘定 <u>191,352</u>	資産・負債差額合計 <u>1,337,389,107</u>
資産合計 <u>2,851,096,481</u>	負債及び資産・負債差額合計 <u>2,851,096,481</u>

債務負担行為(本表に計上されないもの)に関する情報

物件の購入等に係るもの	<u>30,192,966</u>	(うち連結対象法人に対するもの)	<u>0</u>
債務保証又は損失補償に係るもの	<u>136,747,931</u>	(同 上)	<u>132,769,000</u>
利子補給等に係るもの	<u>7,717,109</u>	(同 上)	<u>0</u>

<留意点>

この連結バランスシート(試案)は、総務省「連結バランスシート(試案)について」に基づいて作成しています。

この連結バランスシート(試案)は、本県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、一つの行政主体であるとみなして作成したものであり、関係団体の資産及び負債等が本県に帰属するものではない点にご留意下さい。

<三位一体の改革について>

1 三位一体の改革の趣旨

三位一体の改革は、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の見直しを同時一体的に行い、地方自治体の自己決定・自己責任の幅を拡大し、自律と責任の下で自由度を高めることによって、創意工夫に富み、住民ニーズを反映した施策が実行できるようにするもので、真の地方分権の確立を目指す、いわば行財政の構造改革といえます。

2 三位一体の改革と本県の財政運営について

平成18年度までの「三位一体の改革」では、画期的とも言える約3兆円の税源移譲こそ行われたものの、国庫補助負担金の廃止ではなく、補助負担率の引下げという手法が大部分を占めたため、国の関与が残るなど「地方の自由度を高め、裁量権を拡大する」という観点からは極めて不満の残るものでした。

一方、平成16年度には、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税が約2.9兆円（対前年度比12.0%）も削減されました。これは、税源移譲や国庫補助金の見直しに先行して、交付税だけが、突然、一方的に実施されたものであり、地方財政に大きな影響を与えました。

本県においても、財政状況が厳しさを増す中、この実質交付税の大幅削減の影響は極めて大きく、平成16年度は、最終的に100億円の基金取崩しを余儀なくされました。

平成17年度、平成18年度においては、一般財源総額は前年同額が確保されましたが、平成16年度の大規模削減が復元されたわけではなく、その影響は依然として重くのしかかっています。さらには、義務的経費である公債費や社会保障関係経費、退職手当の増加が見込まれることから、持続可能な財政基盤の確立に向け、行財政改革の取り組みを拡充し、歳入歳出の両面にわたって徹底した聖域なき見直しを行っていますが、依然として、極めて厳しい財政運営を余儀なくされています。（平成17年度基金取崩し50億円、平成18年度当初予算基金取崩し150億円）

3 これからの地方分権改革に向けて

これからの第2期改革においては、国から必要以上の関与を受けずに、住民自らが政策を決定して責任を負える体制を確立し、自治体が住民に必要なサービスを住民の自立的選択のもとで担えるような地方分権改革を進めて行くことが必要です。

改革にあたっては、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限委譲、税源移譲を含めた税源配分の見直し、国の関与と国庫補助負担金の廃止・縮小、国と地方の二重行政の整理による行政の簡素化、地方の固有財源である地方交付税の「地方共有税」への改革、国と地方の代表者等が協議する「地方行財政会議」の設置などの改革を一体的に進めて行くことが重要です。

そのため、先に国会に提出された「地方分権改革推進法」を早期に成立させ、次のステップである「地方分権一括法」につなげて行く必要があります。